美濃加茂市公告第２５号

美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委託業務に係る公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和８年１１月１９日

美濃加茂市長　　藤　井　浩　人

１　発注主管課　美濃加茂市　市民協働部　スポーツ振興課

〒５０５－００４１　岐阜県美濃加茂市太田町１９１６－１　美濃加茂市中央体育館プラザちゅうたい

ＴＥＬ：０５７４－２６－３２４１

ＦＡＸ：０５７４－２６－３２４２

Ｅ－ｍａｉｌ：taiikuka@city.minokamo.lg.jp

２　業務概要

(1) 業務名

美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務場所

美濃加茂市中央体育館プラザちゅうたい又は受注者作業場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和９年１２月２１日まで

(4) 目的

本業務は、「美濃加茂市新体育館（地域防災拠点施設）整備基本構想」等の結果を踏まえ、新体育館の具体的な機能、規模等について検討を行い、設計の要件となる事項を整理した美濃加茂市新体育館整備基本計画策定及び事業手法の選定を行うことを目的とする。

(5) 業務内容

別紙「美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委託業務　特記仕様書」のとおりとする。

３　参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

(1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年美濃加茂市告示第２３号。以下「要綱」という。）第４条第１項各号に規定する要件を全て満たす者であること。

(2) 平成２８年４月１日以降に、国又は地方公共団体が発注した運動施設※建設に係る基本計画策定業務又は基本設計等業務を受託し、かつ、運動施設（国内に所在を有するものに限る。ただし、再委託による業務の実績を除く。）における民間活力導入可能性調査業務を受託し、これを履行した実績を有すること。

※「運動施設」とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和６年国土交通省告示第８号）別添二の建築物類型のうち、第３号に規定する運動施設をいう。

4　失格要件

参加事業者が、要綱第９条の公募型プロポーザル方式等参加表明書（要綱様式第１号）を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、美濃加茂市（以下「発注者」という。）は、当該参加事業者を失格又は審査の対象から除外する。この場合において、発注者は、当該参加事業者にその理由を付して文書で通知するものとする。

(1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
(2) 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
(3) 複数の種類の提案書を提出したとき。
(4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
(5) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
(6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき。
(7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき。
(8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
(9) 著しく信義に反する行為があったとき。

5　参加に関する留意事項

(1) 参加事業者は、提案書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなされる。
(2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
(3) 参加事業者は、提案した内容について実現を約束したものとみなされる。
(4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、発注者が採用した提案書等の著作権は、発注者に帰属する。
(5) 採用・不採用に関わらず、発注者は本プロポーザルの報告、公表等のために

必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

(6) 参加事業者は、実施要領に基づき提出した書類を、提出期間内に限り補正することができる。また、提出期間終了後は変更することができない。なお、発注者は、提出された提案書等の返却はしない。

(7) 発注者が必要と認めるときは、参加事業者に対し追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(8) 発注者は、本プロポーザルに係る情報公開請求があったときは、美濃加茂市情報公開条例（平成１１年美濃加茂市条例第２０号）に基づき提案書等を公開することがある。

(9) 参加事業者は、契約の履行の全部又は主たる業務を一括して再委託してはならないが、業務の一部を再委託することができる（業務の実施体制（様式第４号）に明記すること。）。

(10) 参加事業者は、実施体制として、次の要件を満たす管理技術者を１名、照査技術者を１名及び担当技術者を最低１名配置しなければならない（業務の実施体制（様式第４号）に明記すること。）。※

① 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、参加事業者と直接雇用関係にある者であること。

② 管理技術者は、一級建築士の資格を有する者であること。

③ 管理技術者、担当技術者のいずれかが、技術士の建設部門（都市及び地方計画）の資格を有する者であること。

④ 照査技術者は、技術士の建設部門（都市及び地方計画）の資格を有する者、又はこれと同等と発注者が認める者で、公共施設整備に関する計画策定業務に携わった経験を有する者であること。

⑤ 管理技術者と担当技術者の兼務は妨げないが、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

※「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理、統轄等を行う者をいう。

※「照査技術者」とは、成果物の内容を精査し、妥当性、正確性、整合性等を検証し、及び評価する者をいう。

※「担当技術者」とは、管理技術者の指示のもと、業務を実施する者をいう。

6 スケジュール

質問の受付期間	令和８年１１月２０日（金）午前９時から 同年１２月２日（水）午後４時まで
質問への回答	令和８年１２月８日（火）

公募型プロポーザル方式等参加表明書の提出期限	令和８年１２月１１日（金）午後４時まで
提案書等の提出期間	令和８年１２月１７日（木）午前９時から同月２４日（木）午後４時まで
１次審査（書類審査）	令和９年１月１３日（水）
２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和９年１月２０日（水）
契約の締結	令和９年２月１９日（金）（予定）

※１次審査は、参加事業者が５者を超えた場合のみ実施する。

※スケジュールは、発注者の都合により変更する場合がある。

7　参加表明書の提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザル方式等参加表明書（要綱様式第１号）

(2) 提出方法

持参（月曜日を除く午前９時から午後４時まで）又は郵送（簡易書留又は書留とし、期限までに到着するよう発送すること。）にて提出すること。なお、郵送の場合は、期限までに発注者に対して電話で到着の確認をすること。

(3) 提出先　１　発注主管課に同じ

(4) 参加資格の確認及び通知

発注者は、参加事業者に対して、参加資格の確認を令和８年１２月１６日(水)までに行い、その結果を速やかに参加事業者に通知する。なお、参加資格が認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

(5) 参加資格が認められなかった者による理由の説明を要求する権利

参加資格が認められなかった者は、令和８年１２月２３日（水）までに、発注者に対して書面で、参加資格が認められなかった理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、発注者は、速やかに書面で回答する。

8　説明会

本業務の説明会は実施しない。

9　質問の受付・回答

(1)提出方法	参加事業者は、法人名（個人の場合は個人名）、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出するものとする。なお、参加事業者は、質問受付期限までに発注者に対して電話で受信の確認をすること。(電話

	は午前９時から午後４時まで（月、土、日、及び祝日を除く。）で対応する。）
(2)提出先	市民協働部スポーツ振興課 電話：０５７４－２６－３２４１ 電子メール：taiikuka@city.minokamo.lg.jp
(3)回答方法	質問とその回答はまとめて発注者ホームページにて公表する。

１０　提案書等の提出

(1) 提出書類　提出書類及び提出部数は、下表のとおりとする。

番号	提出書類名	様式番号	提出部数（※１）
1	プロポーザル等提案書	様式第１号	１部
2	会社概要	様式第２号	１２部
3	関連業務実績表	様式第３号	１２部
4	業務の実施体制	様式第４号	１２部
5	提案書（※２）	任意様式	１２部
6	参考見積書（※３）	任意様式	１２部
7	会社パンフレット（※４）	－	１部

（※１）提出部数

１２部のうち、正本（１部）以外の副本（１１部）には、参加事業者（再委託先企業を含む。）の名称が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

（※２）提案書

以下について、章別に記載すること。

２－１から３－４までについては、各内容に対する方向性、課題解決方法及び実施方法等について記載すること。合わせて具体的な提案があれば記入すること。

章	内容
1-1	企業理念及び経営状況（様式第２号の記載を含んでも良い。）
1-2	関連業務実績（様式第３号の記載を含んでも良い。）（※５）
1-3	業務の実施体制及び工程表（様式第４号の記載を含んでも良い。）
2-1	計画条件の整理
2-2	市民等ニーズの把握、整理、広報
2-3	基本方針の設定
2-4	導入機能、規模検討
2-5	施設計画の検討
2-6	基本計画図の作成
2-7	概算事業費の算出

2-8	整備手法の検討
2-9	イメージパースの作成
2-10	基本計画書（案）の作成及びパブリックコメント支援
3-1	前提条件の整理
3-2	PPP/PFI 手法に関する検討
3-3	民間事業者へのサウンディング調査
3-4	PPP/PFI 手法導入可能性の評価

提案書の作成上の留意事項

・Ａ４サイズで表紙を含めて１０枚（表裏２０ページ）以内で作成すること。
・カラー・白黒は問わない。Ａ４紙の縦向き、横向きは問わない。
・文字の大きさは、原則として１０．５ポイント以上とすること。
・各ページの下部中央にページ番号を付すこと。表紙を１ページ目とする。
・両面印刷し、ステープラー止めすること。ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

（※３）参考見積書

金額は「１５　業務価格の上限」に記載してある金額以内で、消費税及び地方消費税は抜きで算出し、積算内訳も併せて記載すること。なお、宛先は美濃加茂市長とする。

（※４）会社パンフレット

会社パンフレットがない場合は、提出不要。

（※５）関連業務実績

他自治体での主な類似受託事例を記載すること。

(2) 提出先　　1　発注主管課に同じ
(3) 提出方法　7　参加表明書の提出（２）に同じ
(4) 提出期間　6　スケジュールの提案書等の提出期間のとおり

１１　審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市新体育館整備基本計画策定委託業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

１２　審査手順等

審査は、１次審査及び２次審査の２段階とする。なお、両審査とも審査過程は非公開とする。

(1) １次審査（書類審査）

１次審査は、参加事業者が５者を超えた場合のみ実施する。

審査委員会は、参加事業者に対して、審査基準に基づき提案書等について審

査を実施し、合計得点の上位５者を選考する。ただし、最低基準点に達する者が５者に満たないときは、発注者は、５者に満たない参加事業者を選考する。なお、１次審査の最低基準点は満点の７０％とする。

※発注者は、１次審査終了後、全参加事業者に対し書面で審査結果を速やかに通知する。

※発注者は、１次審査の点数を１次審査の通過・非通過の決定のみに利用し、２次審査においては利用しない。

(2) ２次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

１次審査を通過した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。開始時間及び場所は、１次審査通過者に別途通知する。

出席者	本業務の管理技術者を含む３名以内
内容	主に提案書の内容について、発注者が理解を深めるために実施するもの。
持ち時間	プレゼンテーション　２０分以内 ヒアリング　２０分程度 その他（入退室、機材設置等）　１０分以内
プレゼンテーション	提出した提案書に沿って説明を行うこと。
審査の順番	「プロポーザル等提案書」の受付順
その他	・発注者は、２次審査において追加資料は受理しない。 ・プレゼンテーション等は、参加事業者が提出した提案書等の記載内容のみとし、新たな内容の資料提示は認めない。 ・参加事業者は、提案書の内容を説明するために必要な場合は、パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を発注者へ連絡すること。発注者は、スクリーン、プロジェクター及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（ＰＣ、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。 ※発注者が用意するプロジェクター 型番：EPSON　EB-1795F 入力端子：ビデオ入力、RGB入力（ミニD-Sub15pin）、HDMI端子

１３　最優先候補者の選考

審査委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて審査基準に従って

審査を実施し、２次審査の最低基準点に達した者の中から、合計得点の最も高い者を最優先候補者、２番目に高い者を次点者に選考する。２次審査の最低基準点は満点の７０％とする。

なお、１次審査及び２次審査において、各参加事業者の点数は、各審査委員が採点した合計点数（１００点満点）の全審査委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、削除するのは最高点数１つ、最低点数１つのみとする。

例：審査委員５名、参加事業者５社の場合

	A社	B社	C社	D社	E社
審査委員１	~~92~~	77	85	74	~~98~~
審査委員２	92	~~64~~	~~56~~	~~92~~	~~56~~
審査委員３	84	90	59	75	85
審査委員４	73	~~94~~	~~89~~	~~74~~	92
審査委員５	~~66~~	91	79	80	78
合計	249/300	258/300	223/300	229/300	255/300
		最優先候補者			次点者

審査の結果、最優先候補者又は次点者が複数ある場合は、同点の者を比較して技術力評価の点数の高い順に順位をつける。また、技術力評価も同点の場合は企業評価の点数の高い順、企業評価も同点の場合は見積価格の低い順に順位をつける（同点の場合の順位をつけるときは、前述の最高点数又は最低点数の削除は行わずに集計した上で順位をつける。）。

発注者は、２次審査結果を２次審査参加事業者に書面で通知する。また、発注者のホームページでも公表する。

１４　審査基準

１次審査及び２次審査における評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目		配点	
		１次審査	２次審査
①企業評価	1-1 企業理念及び経営状況 本業務を実施する妥当性等 1-2 関連業務実績 本事業との類似性、業務の規模等	２０	１５

	1-3 業務の実施体制及び工程表 積極性、的確性、実現性、人の経験及び能力等	２０	１５
②技術力評価	2-1 計画条件の整理 2-2 市民等ニーズの把握、整理、広報 2-3 基本方針の設定 2-4 導入機能、規模検討 2-5 施設計画の検討 2-6 基本計画図の作成 2-7 概算事業費の算出 2-8 整備手法の検討 2-9 イメージパースの作成 2-10 基本計画書（案）の作成及びパブリックコメント支援	２５	３０
	3-1 前提条件の整理 3-2 PPP/PFI 手法に関する検討 3-3 民間事業者へのサウンディング調査 3-4 PPP/PFI 手法導入可能性の評価	２５	３０
③コスト評価 （見積価格）	4-1 コスト評価	１０	１０
合計		１００	１００

※②　技術力評価：各項目について、的確性、実現性、独創性、整合性等を評価する。

※③　コスト評価：算出方法について、見積価格が最低である者を１位として１０点を付与する。他の者の得点は下の計算式で算出する（小数点以下切捨て）。コスト評価点は機械的に算出されるため、審査委員に関わらず参加事業者ごとに同一点数となる。

コスト評価点＝（最低見積価格（税抜）÷当該見積価格（税抜））×１０点

１５　業務価格の上限

本業務にかかる業務価格の上限は下記のとおりとし、参考見積書で提出された金額をもとに、最優先候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

概算業務価格の上限：３３，８６０，０００円

※上記金額には消費税及び地方消費税を含まない。

１６　契約の締結

発注者は、最初に最優先候補者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。また、契約書は、仕様書及び提案内容に基づき協議の上、契約内容を確定する。なお協議により仕様書等に変更が生じる場合があるため、受注者は発注者と協議の上、適切に対応すること。

１７　その他

(1) 本業務において使用する言語は日本語、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

(2) 発注者は、提案書を含む提出された資料を返却しない。

(3) 受注者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者について、発注者がやむを得ないと認め、事前の書面による承認をした場合に限り、変更することができる。

(4) 本業務の受注者が、本業務完了後に発注者が新体育館整備に関して実施する業務（基本設計など）に参加できないという制限はない。